令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:三島町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.9 %
全職員	59.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	_
本庁課長補佐相当職	_
本庁係長相当職	94.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	_
3 1 ~ 3 5年	85.2 %
26~30年	85.6 %
2 1 ~ 2 5年	_
16~20年	_
1 1~1 5年	93.9 %
6~10年	88.1 %
1~5年	92.2 %

【説明欄】

- ・該当者が存在しない(一方の性別の職員が存在しない場合を含む。)場合は「一」としている。
- ・扶養手当や住居手当について、男性を支給対象者とする申請が多くなっている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週当たりの日数が週 2 日以下の職員は人数・給与額算定の対象に含まない。
- ・前年度3月中の退職者は算定の対象に含まない。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。